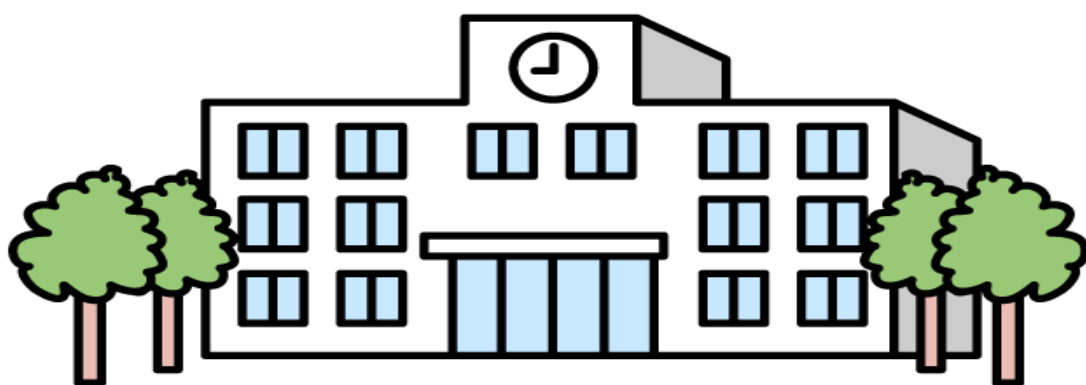


学校いじめ防止基本方針



© dak

松島町立松島第一小学校

目 次

はじめに	1
I いじめの定義	1
II いじめの構造	2
III いじめの基本認識	3
IV いじめの未然防止	3
(1) いじめの未然防止に関する基本的な考え方	3
(2) いじめの未然防止のための取組	3
V いじめの早期発見	5
(1) いじめの早期発見に関する基本的な考え方	5
(2) いじめ早期発見のための取組	5
VI いじめに対する措置	5
(1) 基本的な考え方	5
(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応	6
(3) いじめを受けた児童又はその保護者への支援	7
(4) 再発防止のための指導および対応	7
VII 重大事態への対応	8
(1) 重大事態とは（法第28条）	8
(2) 重大事態への対応	8
VIII いじめ防止等の対策のための組織	8
(1) 「いじめ問題対策委員会」の設置	8
(2) ねらい	8
(3) 構成	8
(4) 実施	8
(5) いじめ発生時の指導体制	9
IX その他	10
(1) 地域住民への対応	10
(2) マスコミへの対応	10
(3) 心のケア	10
いじめ防止対策に関する年間計画	11
〈資料1〉 明るい学校生活アンケート	12
〈資料2〉 明るい学校生活アンケート（教師集計用）	13

※令和7年度改訂：重大事態の対応（P8）、いじめ発生時の指導体制（P9）

明るい学校生活アンケート（P12、P13）

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校教育現場において近年、こうしたいじめ問題が生徒指導上の大きな課題となっている。また、情報化が急速に進むにつれて、ネット上での投稿などこれまでにない新しいタイプのいじめも起こるなど、いじめは多様化、潜在化の様相を見せている。

こうした中、学校職員及び、保護者、関係諸機関等が連携し、組織的にいじめ問題の解決に向けて取り組んでいく姿勢がますます重要になってきている。いじめの早期発見の手立てやいじめが起きた場合の対応の在り方等について、その考え方や具体的な方策を基に、いじめ問題の解決にあたる関係者全員の共通理解を図っていく必要がある。

本校は児童の人権を保持し、いじめ問題のない安全で安らかな学校生活の実現に向け、町・学校・地域・家庭・関係諸機関と連携しながら、いじめ問題の克服に向け積極的に取り組んでいくことを基本的な姿勢としている。その対策を総合的かつ効果的に推進するために、いじめ防止に関する基本的理念及び方策を記した「学校いじめ防止基本方針」をここに策定するものとする。

I いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）において「いじめ」とは

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（法第2条）と定義されている。

また、国の基本方針では、『個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈することのないよう努めることが必要である。』と補足されている。

例えば、いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、行為が行われたときのいじめを受けた児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。また、いじめを受けた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた児童や周辺の状況等を客観的に確認することにも配慮する。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人間関係を指している。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品を強要されたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなども含んでいる。けん

かは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめを受けた児童の感じる被害意識に着目して見極めるようにする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。

加えて、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合について、いじめに当たると判断した場合は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する。

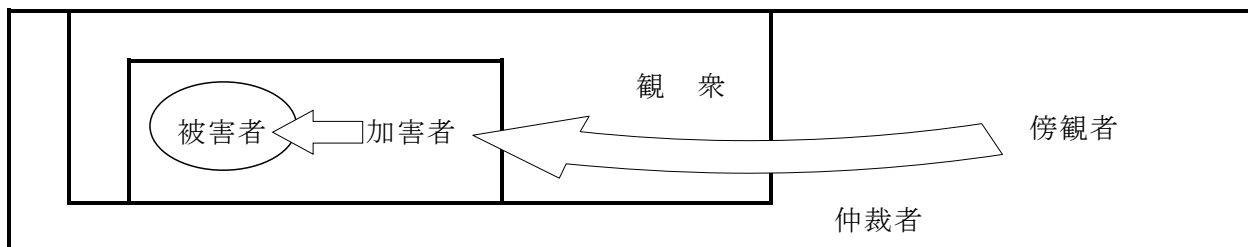
具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や文句、嫌なことと言われる・・・脅迫、名誉毀損、侮辱
- 仲間はずれ、集団による無視・・・※刑罰法規に抵触しないが、いじめに該当
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする・・・暴行
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする・・・暴行、傷害
- 金品をたかられる・・・恐喝
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする・・・窃盗、器物破損
- いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたりする・・・強要
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる・・・名誉毀損、侮辱

※ 平成18年以前の定義では「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」としていたため、「弱い」かどうか（児童の力関係）、「継続的」かどうか（回数）「深刻」かどうか（程度）の判断が表面的、形式的になりがちであった。平成25年の法改正により、いじめられた児童の立場に立って判断できるよういじめの定義が改められた。

II いじめの構造

いじめは、いじめる側といじめられる側の二者関係だけで成立しているものではなく、周囲ではやし立てたり面白がったりする存在（観衆）や周辺にいて見て見ぬふりをして行為に暗黙の了解を与えている存在（傍観者）の存在があって成立している。



したがって、教室全体にいじめを許容しない雰囲気形成され、傍観者の中らはいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが理想とされる。

教師による日常的な観察に加え、児童一人一人がいじめを許さないという風土を学級及び学校全体で培っていくことが重要である。

Ⅲ いじめの基本認識

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる可能性がある。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級を始めとする所属団体の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺での暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるよう努める必要がある。

具体的ないじめの基本認識は、以下の通りである。

- いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるものである。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許されない行為である。
- いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- いじめはその行為の様態により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われている問題である。
- いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

Ⅳ いじめの未然防止

（１）いじめの未然防止に関する基本的考え方

いじめ問題において「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには「いじめは、どの児童にも学校にも起こりうる」という認識を全ての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌作り」に取り組む必要がある。児童の実態、地域の特性等も把握した上で、計画的な予防措置を講じていく必要がある。

（２）いじめの未然防止のための取組

いじめの問題を克服するために、本校教育活動全体を通して、全ての児童を対象にいじめの未然防止の取組を行う。特にすべての児童に「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。」と理解を促し、人権尊重の精神を育む教育活動を行う。また、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を認め合える態度等、より良い人間関係を構築する能力の素地を養うことが重要である。

いじめ未然防止のための具合的な取組は以下の通りである。

① 道徳教育及び体験活動の充実

かけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を育成するため、道徳教育及び校外学習を始めとした体験活動の充実を図る。未発達な考え方や道徳的判断力の低

さから起こるいじめに対し、道徳の授業や校内外での様々な体験活動への取組は豊かな人間性を育てていく上で大きな力を発揮するものと考えます。とりわけいじめ問題は他人を思いやる心や他者を尊重する人権意識の欠如から生じるものであり、いじめに荷担しないという消極的な姿勢ではなく、いじめを許さないという積極的な姿勢をもつことが重要である。児童の心根が揺さぶられる資料や教材に出会い、人としての「気高さ」や「心遣い」に触れることで、自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながっていきたいと考える。

② 学級活動、児童会活動の活性化

一人一人の子どもたちの居場所が保障された安らぎのある学級づくりを行い、学級活動等で、児童一人一人が自分の意見や考え方を交流したり、学級内の問題について話し合う機会を設けることにより、児童のコミュニケーション能力や自己有用感を高め、学級集団に積極的に参画しようとする態度を育成する。また、他者の意見を尊重するとともに、集団から必要とされることの意義を見いだせるような児童会活動を充実させることで、他人の人格を尊重するような態度を育成していく。

③ 児童の人権意識の向上

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止め、児童に人権や人権擁護に関する基本的な知識を身に付けさせ、自分とともに他人の大切さを認めようとする態度を育成する。また、児童一人一人が大切にされ、安心、安全が確保される心理的安全な環境づくりに努める。

④ 学習指導の充実

学習面における達成感、及び充実した日々の授業が、いじめ問題の軽減に結びついていくという考え方をもとに、児童一人一人に「確かな学力」をつけるための学習指導について、校内外の研修を通して指導力を高める。

⑤ 言語環境の改善

言葉の乱れは心の乱れであることを認識するとともに、児童の言葉遣いに日頃より注意を払っていく。軽率で相手の感情に配慮しない言葉遣いは豊かな人間関係の構築に逆行するものであり、さらには学習面などにも悪影響を及ぼしていくものと考えます。逆に相手を思いやる温かみのある言葉遣いを積極的に使用していくことで、対人関係における良循環が生じ、いじめ問題の防止や改善につながっていくことが期待される。

⑥ 家庭との情報共有

いじめ問題対策委員会を年2回実施し、「明るい学校生活アンケート」の最新の結果や地域での生活の様子など、学校と保護者が互いの情報を共有することで、児童の実態を細やかに把握し、いじめの防止に役立てる。

⑦ インターネット上のいじめ防止

情報モラル教育について触れ、児童にインターネット上での不適切な書き込みは人権侵害行為であることを理解させるとともに、インターネット上のマナーやモラルに関しての指導を行う。特にネット上の誹謗、中傷は不特定多数の人が閲覧できることを踏まえ、個人の名誉や尊厳を著しく侵害する行為であることを児童に理解させる。

V いじめの早期発見

(1) いじめの早期発見に関する基本的な考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることがある。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかという疑いをもって、学校の内外にかかわらず地域や保護者と連携を取りながら早い段階から、隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが大切である。

また、日常の児童の様子を細かく観察するとともに、定期的にいじめに関するアンケートを実施し、児童の人間関係の把握に努める。日頃より、児童との信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

早期発見が早期解決につながるという認識の基、全職員が早期発見に向けて、取り組んでいくことが重要である。

(2) いじめ早期発見のための取組

いじめの早期発見に向けて具体的な取組は以下の通りである。

- ① 月に1回、「明るい学校生活アンケート」と称するいじめに関するアンケートを実施し、自身及び他者のいじめの被害に関する情報を把握する。
- ② 授業時間、休み時間、清掃時など学校生活の全ての時間において、全職員で細やかに児童の様子を観察する。
- ③ 連絡帳や家庭訪問を通して、日頃より保護者からの情報を把握する。
- ④ 生徒指導に関する朝会を定期的実施し、生徒指導主任からより良い人間関係の構築や児童全員が安心して過ごせる環境づくりに関して積極的に呼びかけていく。
- ⑤ 集まった児童の人間関係に関する情報や問題行動は、生徒指導記録簿に記載し、教職員全体で共有する。
- ⑥ 児童との信頼関係を日頃より構築することで、児童が悩みを打ち明けやすい環境を維持していく。
- ⑦ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどとの連携を密にし、早期発見及び事後対応に生かす。
- ⑧ 集団の中で配慮を要する児童に気づき、些細な言動からその裏に存在する心の叫びを敏感に感じとれるような感性や児童の気持ちや価値観を共感的に理解しようとするカウンセリングマインドを高めていくことを心掛ける。

VI いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

児童からいじめの相談を受けた段階、あるいはいじめがあることが確認された段階で、深刻な状況にあるという前提で速やかに対処する。発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応する。いじめを受けた児童及び情報を提供した児童への安全を確保しつつ、教育的配慮のもと毅然とした態度で、加害児童に対する指

導を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、必要に応じて関係諸機関との連携を図りながら対処を行う。

このため、教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、研修を深めておくとともに、組織的な対応を可能とする校内体制を整備しておく必要がある。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

① 児童の安全確保

いじめの訴えがあった場合は、その対応において被害者及び情報提供者の安全の確保に努める。加害児童に対して、情報源に関して安易に伝えることのないよう注意する。

② 組織での対応

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学年主任、生徒指導主任、養護教諭、教頭、校長と速やかに情報を共有し、組織的に対応していくものとする。関係児童からの聞き取りや、事実関係の確認、事後指導に至るまで組織的に対応をしていく。

③ 警察との連携及び法的措置

いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果をあげることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄の警察と連携して対処することも検討する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。また、加害児童に対する教育的措置に効果が認められない場合は学校教育法第35条にもとづき、加害児童への出席停止措置を命ずるなど、被害児童が安心して登校できるような法的措置も必要に応じて検討していく。

1 児童の出席停止（学校教育法第35条）

町の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返す等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認められる児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席を停止を命じることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を破損する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 町の教育委員会は、前項に規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手続きに関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

4 町の教育委員会は、出席停止の命令に関わる児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

(3) いじめを受けた児童又はその保護者への支援

- ① いじめを受けた児童の安心、安全を確保するための支援体制を維持するとともに、いじめを受けた児童の心的被害の改善のために、養護教諭やスクールカウンセラーなどによる支援を行うとともに、必要に応じて関係諸機関への協力を要請する。また、いじめを受けた児童の保護者からの相談に真摯に対応するとともに、加害児童に対する指導や今後の対応等について詳細に伝えていく。

(4) 再発防止のための指導および対応

① いじめを受けた児童へ

いじめを受けた児童の心的被害の改善を図るために、学級担任を始め、養護教諭やスクールカウンセラーなど関係する職員が一丸となって心のケアを行う。また、同じ児童からいじめや何らかの威圧を再び受けそうな場合やその不安を感じた場合には身近な職員にすぐ知らせるよう指示するとともに、いじめを受けた児童の安心、安全を確保するために教師が十分な対応をすることを被害児童に約束する。

② いじめを行った児童及び保護者へ

当該行為に関する事実関係に関して、必要な聞き取り及び調査を確実に行う。

「いじめは、いじめを受けた児童の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある」ことを伝え、その行為に対する指導を厳しく行い、反省を促す。また、保護者に対しては、いじめを行った事実を伝えるとともに、今後の指導及び事態の改善に向けて必要な協力を求めていく。

③ いじめを傍観していた児童へ

「いじめはどの児童、どの学校でも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無関係といえる児童はいない」という考え方を基に、いじめが起きた場合には、その状況をただ傍観するのではなく、重大な事案として受け止め、速やかにその情報を教師に伝えなければならないことを伝え、いじめの撲滅に学校全体で取り組んでいくことの重要性を確認させる。

④ 望ましい集団作りに向けて

いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪を指すものではなく、被害児童と加害児童の関係修復、そして、いじめには関わっていない児童を含めて、学級や学年の児童との関係が良好になり、望ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。全ての児童が集団として、互いを尊重し認め合う人間関係を構築できるような集団を進めていく。

⑤ ネット上のいじめの対応

インターネットの特殊性による危険を十分理解した上で、ネット上のトラブルに関して最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導を講じていく。ネット上のいじめを発見した場合は書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては警察のサイバー課や専門機関と連携して対応していく。

Ⅶ 重大事態への対応

(1) 重大事態とは（法第28条）

① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

※ 具体的な事例として児童が自殺を企てたり、身体に重大な障害を負った場合や金品等に重大な被害や損失を被ったり、精神性の疾患を発症した場合などが挙げられる

② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められるとき。

※ 「相当の期間」：不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、当該児童の状況等により適宜判断するものとする。

(2) 重大事態への対応

① 重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。

② 町教育委員会と協議の上で、当該事案に関する調査組織を設置し、調査する。

③ 上記組織を中心に、事実関係の調査を行う。

④ 調査の方針・方法、結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係及び必要な情報を適切に提供するとともに、関係する児童やその保護者への継続的な支援、指導に積極的に活用していく。また、重大事態に至った要因、経過等进行分析することにより、同様の事態が再発することのないよう努める。

Ⅷ いじめ防止等の対策のための組織

(1) 「いじめ問題対策委員会」の設置

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、「いじめ問題対策委員会」を設置する。

(2) ねらい

① 学校・家庭・地域社会が連携して、いじめなどによる児童の問題行動を未然に防止したり、いじめが起きた場合その実態を把握し、適切な対策を講じたりすることにより、児童の健全育成にあたる。

② 本校児童の生活や生活環境についての問題を検討し、協議と連絡調整を行う。

(3) 構成 ○校長、教頭、教務主任、安全主任、養護教諭、生徒指導主任

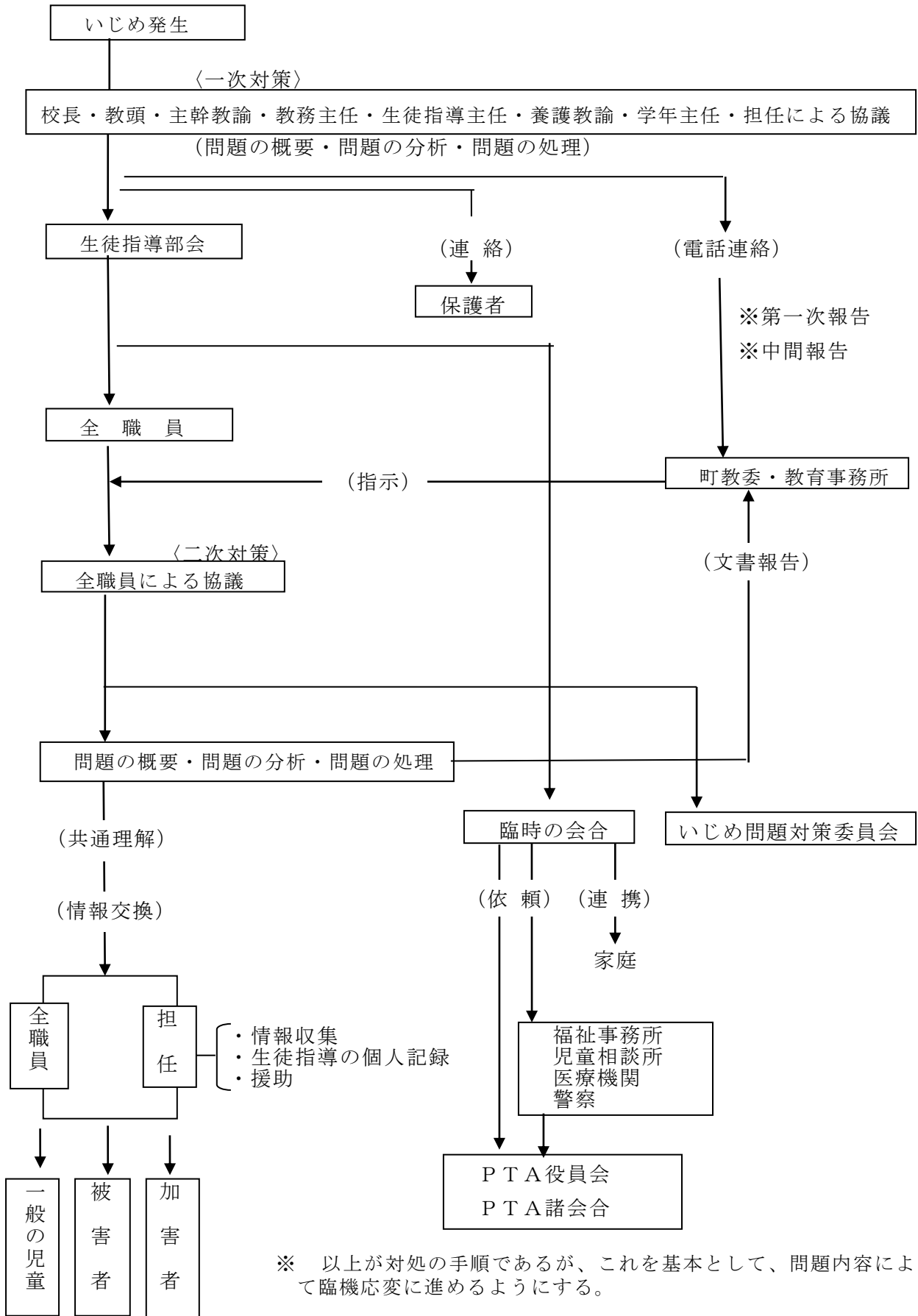
○PTA 本部役員、PTA 代表

○松島交番所長

(4) 実施

定例の報告会は年2回、6月と11月に実施する。また、重大事態などが発生した場合やその恐れがある場合は、必要に応じて緊急に実施する。

(5) いじめ発生時の指導体制



IX その他

(1) 地域住民への対応

地域住民からの苦情や情報提供などに対しては誠意を持って対応する。必要に応じて、電話対応者を教頭とする。

(2) マスコミへの対応

マスコミや報道機関への対応は原則教頭が行う。特に即答を避け、「取材時間、取材場所等」を決めて、町教育委員会の指導を受けた上でマスコミの取材に応じる。

(3) 心のケア

- ① 児童の心のケアに配慮するために、必要に応じてカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの緊急派遣を町教育委員会を通して要請する。
- ② 令和7年度のスクールカウンセラーによる教育相談は月2回（隔週水曜日）に1階相談室にて実施する。また、仙台教育事務所カウンセリング（来所・電話）など外部の相談機関なども積極的に紹介していく。カウンセラーによる心のケアを事前、事後両方の対応において活用していく。

いじめ防止対策に関する年間計画

月	実施内容	留意事項
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回児童理解研修会 ・学級開きを通しての人間関係、ルールの基盤作り ・委員会活動を通しての豊かな人間関係作り ・明るい学校生活アンケートⅠ（月末） ・学年・学級懇談会を通しての生活面に関する協議 	生徒指導における諸問題に関する情報交換を行い、新年度への引継を確実に行う。
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・1年生を迎える会を通しての学年間における交流 ・運動会を通しての豊かな人間関係作り ・明るい学校生活アンケートⅡ（月末） 	個別面談を通して、学校生活では見られない家庭での生活の様子や変化について保護者から情報を得る。
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回いじめ問題対策委員会 ・学級・学年懇談会を通しての生活面の報告・協議 ・クラブ活動を通じた豊かな人間関係作り ・明るい学校生活アンケートⅢ（月末） 	いじめ問題対策委員会を実施し、「明るい学校生活アンケート」の最新の集計結果をもとに校内の人間関係の様子や実態について検討する。また、地区委員や警察など外部からも情報を提供してもらう。
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・たてわり活動を通しての学年間における交流 ・夏休みに向けて生活面における留意点 ・個別面談の実施 	各学級とも1学期の学級生活をしっかり振り返る。
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回児童理解研修会 ・2学期の学級目標を基にした豊かな人間関係作り 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・花山宿泊学習を通しての豊かな人間関係作り ・遠足を通しての豊かな人間関係作り ・明るい学校生活アンケートⅣ（月末） 	各種校外行事を通して、相手を思いやる心や協力する心の大切さを学ぶ。
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・学習発表会を通しての豊かな人間関係作り ・遠足を通しての豊かな人間関係作り ・明るい学校生活アンケートⅤ（月末） ・遠足を通しての豊かな人間関係作り ・第2回いじめ問題対策委員会 ・修学旅行を通しての豊かな人間関係作り 	学習発表会を通して、1つの目標に向けて全員で協力する心を養う。
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・あそびまつりを通しての豊かな人間関係作り ・学級・学年懇談会を通しての生活面の報告・協議 ・明るい学校生活アンケートⅥ（月末） 	あそびまつりを通して、児童が触れ合う機会を設け、豊かな人間関係の形成に結びつける。
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の実施（児童・保護者アンケート） ・冬休みに向けて生活面における留意点 	学校評価の集計結果をもとに、いじめ問題に関する課題について再確認する。
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・3学期の学級目標を基にした豊かな人間関係作り ・中学校訪問を通しての豊かな人間関係作り ・幼保小連絡会における情報交換 ・明るい学校生活アンケートⅦ（月末） 	3学期の学級目標をもとに、豊かな人間関係を構築していくことを学級で確認する。
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・学級・学年懇談会を通しての生活面の報告・協議 ・明るい学校生活アンケートⅧ（月末） 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・6年生を送る会を通しての学年間の交流 ・卒業関連行事を通しての豊かな人間関係作り ・1年間の生徒指導諸問題の記録、引継 ・小中引継ぎにおける情報交換 ・1年間の生活を振り返り 	幼保・小・中の情報交換を密にすることで生徒指導に関する連携を充実させる。

令和〇年度（ ）月 明るい学校生活アンケート

ねん ぐみ なまえ
 _____年 _____組 名前_____

このアンケートは、松島第一小学校で生活する友達みんなが、毎日、安心して楽しく生活できるようにするために 行います。みなさんの知っていることを教えてください。と思います。このアンケートは、担任の先生しか見ませんので、安心して教えてください。

- 1 あなたは、^{いま}今、だれかにいじわるをされていますか。
 （ いじわるをされている ・ いじわるをされていない ）

「いじわるをされている」と答えた人に聞きます。

だれが どんないじわるをするのかおしえてください。
 だれが こんな いじわるをします

① () ()

② () ()

③ () ()

- 2 あなたのともだち(まわり)で、だれかにいじわるをされている人はいませんか。
 （ いる ・ いない ）

「いる」と答えた人だけこたえてください。

だれが だれに こないじわるをされています

① () () ()

② () () ()

③ () () ()

- 3 あなたは、だれかにいじわるをされていると思うことはありますか。
 （ ある ・ ない ）

- 4 なにか、先生につたえたいことがありますか。
 （ ある ・ ない ）

令和〇年度【 月明るい学校生活児童アンケート集計用紙】 年 組（ 名）

1 方法

- ①個人的な情報ですので、隣の児童と席を離すなどして、アンケートに答えやすい環境を整えるといいです。（一斉開始&一斉回収）
- ②学年の発達段階に応じ、言葉を選んで説明していただきたいと思います。
- ③「ある」の回答があった場合は、聞き取りと指導をお願いします。なお、必要に応じ、学年で共有し、教頭先生、生徒指導主任にも教えてください。

2 期日

2025年 月 日（ ）～ 月 日（ ）

3 提出

期限…集計用紙、児童アンケート用紙 ⇒ 2025年 月 日（ ）
場所…職員室 生徒指導主任机上まで

質問 1	いじわるをされている（ ）名		
	被害者名と加害者名、被害の内容を簡潔に記入してください。		
	被害者	加害者	内 容・対 応
質問 2	まわりにいる（ ）名		
	被害者名と加害者名、内容を簡潔に記入してください。		
	被害者	加害者	内 容・対 応

質問 3 いじわるをされていると思うことはありますか。 ある（ ）人

質問 4 何か先生に伝えたいことがある。 ある（ ）人

※「ある」に○をつけた児童に聞き取りを行い、内容に応じて報告、相談をする。
また、継続的に経過観察を行っていく。

※対応したことは、朱書きで記載する。

4 欠席情報…30日以上欠席（不登校傾向）、15日以上欠席（準不登校傾向）
上記対象児童がいれば教えてください！